



No.226

広 報

きたうら

昭和57年8月発行・編集／茨城県行方郡北浦村役場

人口と世帯数

8月1日現在	
人 口	11,223(+ 2)
男	5,619(+ 1)
女	5,604(+ 1)
世帯数	2,589(- 4)



子ども会球技大会

選手と応援の呼吸もぴったり
ホコリと汗の熱戦を展開



それだけに、そのふん尿処理
がたいせつです。

この条例では、流域内にお
いて畜産業に従事する者に対
し、家畜ふん尿を、水路や川
など公共用水域に流さないよ
う、施設の整備を図って、適
正に処理するよう協力を呼び
かけています。

村内には、素掘りの貯尿槽

家畜心臟病理

がたくさんあります。これ
は、地下浸透の恐れがあるば
かりでなく、大雨の際、ふん
尿が流出し、湖の汚染の原因
ともなります。素掘りの貯尿
槽は、できるだけ、コンクリ
ート製などに改善し、バキュ
ームカー等により畠地に肥料
として還元するよう、望まれ
ています。

水稻やはす田など、農地から流失する肥料も、湖の汚染の大きな原因です。条例では、農家に対しても、肥料のやり過ぎ、やり方、用水管理を適正に行い、リンやチッ素がみだりに湖に流入しないよう、最大の努力をしよう求めています。

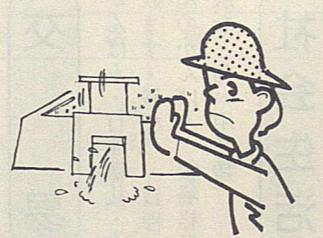
田畠の施膳

元肥を入れたら、田に水を入れる前に、よく土とまぜましょう。



肥料はやりすぎないように適正施肥に心がけましょう。

びな水きるを↖代かき直後の強制落水はやめましょう。



前によく土とまぜる。代かき直後の強制落水はしない、水のむだなかけ流しをしないなどの方法により、協力を呼びかけています。

湖の水を利用した魚類養殖、水質汚染の大きな原因。条例では、流域内においては、魚類の養殖を業とする者は、サの種類や量、やり方、工サのいらない魚種への販賣店については一部罰則規定をもつた強制力のないものではありません。（並用あり）いわば、住民

以上は、九月一日から実施される霞ヶ浦条例のうち、当村において、日常生活に關係の深い部分についてあげてみましたが、これらは、すべて罰則規定をもつた強制力の伴うものではありません。（洗剤販売店については一部罰則も適用あり）いわば、住民に対する協力依頼にとどまるものです。しかし、これらは、私たちのちょっとした心がけによってすぐにも実行できるものがほとんどです。

このほか、この条例では、工場事業場等の排水についても、水質汚濁防止法や県公害防止条例など、従来の規制のほか、排水中に含まれるリンやチッ素の量についてチエツ

湖の水を利用した魚類養殖も、水質汚染の大きな原因です。

クレ、違反者に対するきびしい罰則規定までもり込んであります。

そして、住民・農家・漁業者・工場・事業場・市町村・県が一体となって、霞ヶ浦から、リンとチッ素を追放しようとします。

こうしたことから、この九月一日は、私たち北浦・霞ヶ浦沿岸住民にとって、まさに「水質浄化元年」として記念すべき日となります。この日を契機に、有リン洗剤の排放をはじめ、家庭雑排水処理方法の見直しなど、身近かな協力を、一人ひとりが、実践するよう、心がけようではあります。



霞ヶ浦条例スタート



有リン洗剤の追放

家庭雑排水の処理の問題も流域に住む者すべてに関係する問題です。台所や浴槽、洗たくの汚水など、私たちは、一日たりとも、これらの污水を流さなくては生活できません。これらは、道路の側溝、水路の污水は、河川などを通じて湖へ流れ込み、北浦や霞ヶ浦の汚染の大きな原因となっています。

生活雑排水を完全に処理するには、根本的には、下水道を整備することが先決ですがそれには、ばく大な財源を要します。そのため、その完成には、長い期間を要します。

そこで、この条例では、当面、これらの雑排水に残る野菜くずなど、食物残はん等をみだりに含めたまま、道路

An illustration of a woman with short hair, wearing an apron, standing at a kitchen sink. She is holding a piece of laundry and washing it. A faucet is above the sink, and water is shown splashing onto the laundry. To the right of the sink, there is a pipe leading to a small stream labeled "小川". The background shows a simple wall and a window.

昨年十一月の県議会で可決された「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」は、いよいよ九月一日全面施行となります。

北浦や霞ヶ浦の水質汚染の原因である「リン」と「チッ素」の流入を抑えることを目的にしたこの条例は、有リン洗剤の使用禁止など

私たちの毎日の生活にも、深いかかわりをもつて、動き出します。

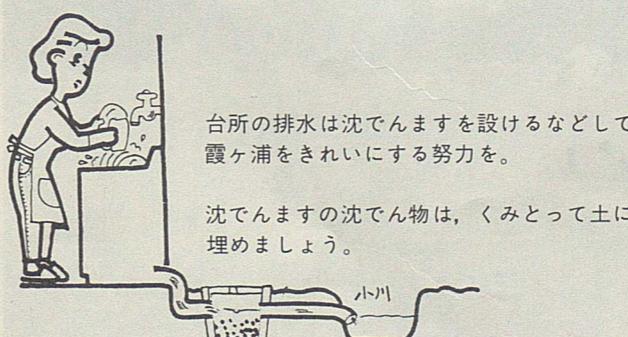
この条例で 私たち北浦・霞ヶ浦流域に住む者すべてに 関係する内容は、リンを含む合成洗剤の追放です。

家庭雜排水

ら仕入れを中止するようお願ひしてきましたので、無リン洗剤や粉石けんの使用がだいぶ普及してきたようです。これを機会に、有リン洗剤の追放について、あらためて、ご協力をお願いいたします。

の側溝など公共用水域に流さないよう、求めていきます。

村では、これら生活雑排水を、自分の敷地内で処理する方法はないかどうか、研究を進めており、結果がよければ皆さんにも奨励したいと考えていますが、当面は、少なく



信
仰

娛樂遊戲

漁業

各種職業

民俗知識

農業

蚕業

お手だま・角だこ・紙人形
こま・しゃもかご・力石・羽子板・ばあ(めんこ)・花火の筒・ひさご人形・やっこだなど遊び用具類。

綱針・いけすおけ・うなぎかき・えびだる・こいだけ・刺網・手動かぐら・たんかいまたんす・ふいご・まきわり・やばさみなど職人の用具類。
業用具類。

印ろう・懐中時計・かけすずり・そろばん・台秤・寺小屋机・斗ます・柱時計・振子時計・本箱・棒秤・錦絵新聞・明治の切手・矢立・やげん・風速計など情報用具類。

車長持・大めんば・高札・角だる・のりかけ鞍・半鐘・花見重・明治のポンプなど社会生活用具類。

糸入れかご・糸車・糸繰りなべ・生糸の重さ測定器・生糸の長さ測定器・桑つめ・桑きり器・蚕室火鉢・ざくり・上簇まゆ・まぶし織器・まゆの毛羽取器・養蚕かごなど養蚕器具類。

足踏脱こく機・石するす・おしづり・かなごき・くるり棒・しょつかた・すき・背負いかご・俵編機・茶ぶるい・とみ・にぐら・馬車・ふり桶・むしろばたなど農機具類。

行事の用具類。

文化財調査委員

氏名	住所	電話	摘要	氏名	住所	電話	摘要
石上 複亮	山田 471	5-2016		塙 正光	行戸 142	5-0294	
辺田 光雄	" 676	5-2631		根崎 和一	" 770	5-2385	
辺田 行基	" 688	5-0986		宮内 金蔵	内宿1181	5-1598	
羽生 隆一	" 1654	5-0644		斎藤 一男	" 1023	5-2537	
根本 寅雄	小幡 924	5-0168		店曲 孝治	次木 344	5-2454	
椎名 重	行戸 737	5-0196		原 伸吉	小貫1467	5-1007	

たばこ消費税は
暮らしの中に
生きています●たばこは地元で
買いましょう。児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が引き上げられます
57年9月分から

児童扶養手当は、父と生計を共にしていない児童を養育する人(母または母以外の養育者)に支給される手当です。

また、特別児童扶養手当は、障害児を養育する人(父か母または父母以外の養育者)に支給される手当です。

この二つの手当の支給額が改定され、昭和57年9月分から増額されます。改定額は下記のとおりです。

児童扶養手当
養育児童1人の場合…31,200円→32,700円
養育児童2人の場合…36,200円→37,700円

特別児童扶養手当
1級障害児童の場合…36,000円→37,700円
2級障害児童の場合…24,000円→25,100円



私たちの今日の生活や文化は、高度に発達しています。さらに、新しいもの、便利なものが、毎日のように出ていきます。一方、古い用具類や、地域の伝統的行事などは、無くなろうとしています。

今日の発展は、私たちの祖先が長い歴史と、生活のなかで、努力と英知によって築かれたと言つても過言ではありません。

教育委員会では、農村の生活や文化を支えてきた、古来の社会生活・農林漁業及び、娯楽用具などの民俗資料を回収保存し、先人の知恵や生活を知る資料として、また、文化遺産として後世に引き継ぐため、次の要領で、これらの民俗資料を回収することになりました。

現在、使われていない、これら用具類をお持の方で、ご寄付等できる方は、是非ご協力を願いします。

回収は、文化財調査委員(

民族資料の保存にご協力を!!

文化財調査委員が回収活動

ドライバーの八割が、いざというときの「命綱」を無視している——シートベルトの着用率はわずか二割。

「たかが一本のベルトぐらい」と思いつがちですが、シートベルトを着用していれば、死亡事故も十人のうち九人までが助かるという警察庁のデータ

車に乗る方は、シートベルトの着用こそ安全へのパスポート

転を心掛けましょう。

シートベルトは、交通事故からあなたの生命を守る『命の綱』です。

回収(保存)する
主なもの



アイロン・鏡台・柄かがみ・蛇の目傘・すげ傘・たらい・はた織機・羽織はかま・針箱・はさみ箱・日傘など身につける用具類。

金かんばん・行商鑑札・古銭・錢ます・錢びつ・錢秤・そば屋のかんばん・帳場格子・木版など商い用具類。

車に乗る方は、シートベルトの着用こそ安全へのパスポートを含む言葉に、安全運転を心掛けましょう。

シートベルトは、交通事故からあなたの生命を守る『命の綱』です。



シートベルト着用推進運動

シートベルトを着用していない自動車事故による死傷は、必ず衝突のショックで車内のハンドルやフロントガラスにぶつかって発生する場合(一次衝突)と、車のドアなどから外にほうり出されて路面や障害物に激突して起きる場合(二次衝突)の二通りあります。

これらの死傷事故からあなたを守るのがシートベルトです。

警察庁の調べによりますと死亡事故の約八割は頭部・顔面、首筋の損傷が原因となっています。

この点、シートベルトは「体の上部を保護する」目的で作られています。

ができるのです。

交通事故に関する相談が実施されます。

○とき 9月9日(一〇時~一五時)
ところ 役場 二階小会議室

村子ども会球技大会

三和連合子ども会（ミニバス）Ｖ５

朝日・すずらん子ども会（ソフトボール）が優勝

村と村子ども会育成会連絡協議会主催による、子ども会球技大会は八月七日に、村民

グラント（ソフトボール）、三和小、要小体育館（ミニバスケットボール）を会場に開かれました。各会場とも、フ

アイトがみなぎる好試合が展開されました。

これら熱戦の結果、ミニバスケットボールの部は、三和連合子ども会チームが五年連続制覇をなしとげました。ソフトボールは、朝日・すずらん子供会チームが優勝しました。

試合の結果と各賞はつぎのとおりです。

ソフトボール 優勝 朝日・すずらんチー

ム 準優勝 山田東チーム

三位 内宿チーム 北浦・日の出・あさつゆチーム



▲ ホームラン賞・優秀選手賞の表彰

ミニバスケット

優勝 三和チーム

準優勝 小貫チーム

三位 繁昌チーム

三位 高岡チーム

三位 島田隆（三和）男庭敏正（杉

の子・とび魚）山野晃一（朝

日・すずらん）川窪敏夫（朝

日・すずらん）本戸慎治（あ

けぼの）高野博明（北浦・日

の出・あさつゆ）

○優秀選手賞（ミニバス）
島田英子（三和）森崎みどり
(三和)河野和美(三和)金

杉真知子（小貫）斎藤夕香里

（繁昌）石橋一美（高岡）

県では、一〇月二日から七日まで県民文化センターで開催する、「勤労者美術展」の作品を募集します。
○種目＝洋画・写真・書道

○応募資格＝県内に住所、又は職場を有する勤労者

○受付＝九月一一日～九月一二日

○出品作品の規格など

詳しく述べは県庁労政課

（☎〇二九二一二一八一一内線三四一〇一）へお問い合わせください。

○夏休みもあとわずか、充実

した日々を送りましょう。す

○三和小に長さ二十五メート

ル、五コースの立派なプール

が完成しました。今まで

は武田小など隣りの学校を借りて

泳いでいた子どもたちも、こ

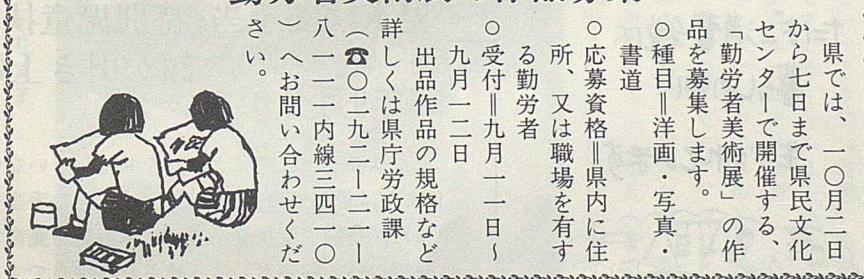
れからは、自分たちのプール

で、存分に泳げるようになり

ました。

あ
と
が
き

勤労者美術展の作品募集



人
事
異
動

○退職

宮内 孝知（税務課長）

七月三十一日付
ごくろうさまでした。

